

村山市公式ホームページ有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村山市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への
広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載の範囲)

第3条 掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張や意見広告
- (6) 個人の名刺広告
- (7) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (8) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ホームページに掲載することが適当でないと市長が
認めるもの

(広告の枠数、規格及び掲載料)

第4条 掲載する広告の枠数、規格及び掲載料は、次のとおりとする。

枠数	最大8枠
規格（1枠）	サイズ：縦57ピクセル×横165ピクセル 形式：G I F、J P E GまたはP N G
掲載料	1枠 1か月 5,500円（消費税及び地方消費税を含む。）

- 2 広告掲載料は、市長の指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、
3か月を超える掲載期間を申込み場合は、この限りではない。
- 3 連続12か月掲載の場合は、11か月分の掲載料とする。

(広告を掲載するページ)

第5条 広告を掲載するページは、ホームページのトップページとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、1か月単位で最短を1か月とし、連続12か月までとする。
ただし、広告枠に空きがある場合は、これを更新することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告掲載希望者の募集（以下「募集」という。）は、ホームページ及び市報市
民の友において行うものとする。

2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、または広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 市長は、募集を行うにあたって、必要に応じ広告主となり得る者等に対し、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告掲載希望者は、村山市公式ホームページ有料広告掲載申込書(別記様式第1号)により申し込むものとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による申込書を受理したときは、第3条の規定に基づきその内容、デザイン等(リンク先の内容等を含む。以下「広告内容等」という)を審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、村山市公式ホームページ有料広告掲載許可(不許可)決定通知書(別記様式第2号)により、その結果及び条件等を広告掲載希望者に通知する。

3 広告掲載希望者が多数の場合、広告掲載可否の決定は村山市市報等有料広告審査会に委ねる。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに、広告原稿を指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

(審査会)

第11条 第9条第1項及び第3項の規定による広告内容等の審査を行うため、村山市市報等有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき

(2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、ホームページの編集及び公開上支障があると市長が認めるとき

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 第1項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第14条 広告掲載期間内に、本市の都合によりホームページを閉鎖、または広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかつたときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被つた旨の請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の一週間前までに市に申し出るものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。